

令和8年度 公益財団法人 吉本章治奨学会

給付奨学生募集要項

公益財団法人吉本章治奨学会は、福岡県内に居住し、学校教育法第1条に規定する、高等学校、大学（大学院）に在学する学生及び日本の大学（大学院）に在学する留学生で学資の支弁が経済的に困難な学生に奨学援護活動を行い、以って社会に有用な人材を育成することを目的としています。

当奨学会は、令和8年度の給付奨学生を次の要領で募集します。

応募資格

次の(1)～(4)のすべてに該当することが必要です。

- (1) 日本国籍の有無にかかわらず、福岡県内に居住する者。
- (2) 日本の高等学校、短期大学、大学、大学院に在学する者。
- (3) 日本学生支援機構又は他団体からの奨学金を受けていない者（高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金を除く）。
- (4) 就学のために、特に経済的な支援を必要とする者。

奨学金の給付概要

奨学金の給付概要は次のとおりです。

(1) 給付額

次の表のとおりとします。

奨学生の種類	奨学金の額
高等学校生	年額 18 万円（月額 15,000 円）
大学生（短期大学生、大学院生含む）	年額 36 万円（月額 30,000 円）
留学生（短期大学生、大学生、大学院生、研究生）	年額 60 万円（月額 50,000 円）

(2) 給付期間

原則として 2 年間給付します。ただし、正規の最短修業年限終了までの期間が 2 年に満たない場合は在学期間のみの給付とします。

(3) 給付方法

当会の定める年 3 回（高等学校生のみ年 2 回）の支給日に奨学生本人へ直接給付します。

(4) 給付の休止または廃止

休学又は長期に亘る欠席の場合には奨学金の給付を休止し、退学又は学業、素行等の問題で当会諸規定に抵触する場合には奨学金の給付を廃止します。

令和 8 年度奨学生採用予定数

採用人数は毎年 4 月 1 日以降にその年度の予定数を決定し、問い合わせに応じます。

応募方法 ※学内選考通過者のみ提出

次の必要書類を、在籍学校経由にて提出してください。

応募者の種類	必要書類
高等学校生	①、②、③、④、⑤
大学生（短期大学生、大学院生含む）	①、②、③、④、⑤、⑥
留学生（短期大学生、大学生、大学院生、研究生）	①、②、③、⑥、⑦

- ① 奨学生志願書（当会指定書式あり、応募者自書、コピー可）
- ② 在籍学校長の推薦書（書式の指定はありません。出願様式 1 を使用しての提出も可）
- ③ 成績証明書（書式の指定はありません。）
※新入生の場合は、出身中学校で、記入・捺印してもらって下さい。
（出願様式 2 を使用しての提出も可）
- ④ 住民票（世帯全員分）
- ⑤ 直近の親権者の所得証明書又は源泉徴収票（コピー可）
- ⑥ 研究計画書（1200 字程度）
- ⑦ 外国人登録証明書又は在留カードのコピー

書類提出期限 学内×切 学部新1年生 4月3日
学部2年以上 3月4日

選考及び決定通知

当会選考委員会にて選考（4 月下旬）を行い、採否結果については、学校宛に 5 月上旬を目途に書面にて通知します。

奨学生の義務

次の（1）及び（2）を奨学生の義務として課します。

- （1）当会の定める年 2 回のレポート提出を行わなければならない。
- （2）奨学生志願書等に記載された事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨学校を通じて当会代表理事に報告しなければならない。